

企業実務担当者が押さえておくべき

改正個人情報保護法のポイント

～ 改正法において企業に求められている対応、
改正法で新たにできるようになったことについて、事例を交えて具体的に解説 ～

《開催要領》

●日時● 2017年1月25日(水) 13:00～17:00
●会場● 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

講師 シティ法律事務所 パートナー弁護士 古谷 誠 氏

講師紹介
2001年慶應義塾大学法学部卒業、同年司法試験合格。2003年慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程修了(修士(法学))。2004年弁護士登録とともに森・濱田松本法律事務所入所。2012年カリフォルニア大学バークレー校ロースクール卒業(LL.M.)。ヤフー株式会社法務本部、アシュリオンジャパン・ホールディングス合同会社法務部ディレクター(部長職)等を経て、2016年5月上り現職。企業からの依頼を中心に、新規事業に関する法律相談や契約書作成、事業再編・M&A、訴訟・紛争解決まで、幅広く対応している。特に、知的財産・IT・インターネットに関する法律問題について多くの経験を持つ。また、社内弁護士としての経験を踏まえ、日々発生する企業内の法務・コンプライアンス案件全般について、事業者・依頼者の視点も併せて対応し、ビジネスの実態に即したスキーム策定や契約書の作成に強みを有する。

《開催にあたって》

2015年9月個人情報保護法が大きく改正されました。個人情報保護委員会によれば、改正法は、2017年春頃に全面施行予定とされています。もともと決して理解しやすい法律ではありませんでしたが、今回の改正では、「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、「匿名加工情報」といった新たな概念も導入された上、政令や規則への委任事項も増え、更に複雑で理解が難しい内容となりました。また、小規模事業者にも適用が拡大し、第三者提供や外国にある第三者への提供などについて規制が強化されました。それに伴い、企業においては、関連する社内規程も含め、従来の取り扱いを見直し、変更することが必要となります。他方で、今回の改正の背景の一つには、いわゆるビッグデータ活用のための環境整備もあり、企業には、新たなチャンスも生まれています。本セミナーでは、改正の背景や改正法を理解するためのポイントから、2016年10月に公布された政令及び規則も踏まえた改正内容の詳細まで、事例も交えつつ分かりやすく解説致します。

《申込書》一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛 FAX:03-5215-0951

*申込書をFAXでご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。
*申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内にお送りする際に利用させていただきます。

■受講料:1名(税込・資料代含)

正会員 34,560円(本体価格 32,000円) 一般 37,800円(本体価格 35,000円)

161678-0303 改正個人情報保護法のポイント			
ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属 職		
E-mail			

■参加要領: 申込書はFAX、または下記担当宛E-mailにてお送り下さい。当会ホームページからもお申込み頂けます。
後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認ください。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])
※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願い致します。
■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail:tamiaki@bri.or.jp
TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

改正個人情報保護法のポイント

1/25
(水)

13:00

- 改正の背景及び改正の要点
- 改正法を理解するためのポイント
 - 法律全体の体系を意識する
 - 各種の定義や概念を正しく理解する
 - 政令委任事項と規則委任事項に注意する
 - 個人情報取扱事業者の義務等を中心に理解する
- 個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者の義務の全体像
- 個人情報の定義の明確化
 - 個人情報の定義に関する改正内容
 - 個人情報の定義は、実質的に拡大されたのか
 - 個人識別符号
 - 新設された個人識別符号とは何か
 - 政令において個人識別符号として定められたものは何か
 - 実務上生じる疑問点
 - 防犯カメラで録画した「顔」データは個人識別符号に当たるのか
 - 電話番号やクレジットカード番号の法令上の位置付けはどうなったのか
 - 要配慮個人情報
 - 要配慮個人情報とは何か
 - 要配慮個人情報を取扱う場合の注意点
 - 取得には原則として本人の同意を必要とする
 - どのような場合に本人の同意を得ずに取得することができるのか
 - 第三者提供時、第三者に取扱いを委託する場合の注意点
- 匿名加工情報の新設
 - 匿名加工情報の新設の背景
 - 匿名加工情報の定義
 - 匿名加工情報とは何か、個人情報と重なる範囲はあるのか
 - 個人情報取扱事業者が負う義務
 - 加工に関する義務、作成したときの義務、第三者提供をするときの義務、自ら利用するときの義務
 - 匿名加工情報取扱事業者が負う義務
 - 第三者提供するときの義務、利用するときの義務
 - 匿名加工情報によって何ができるようになったのか
 - 実務上生じる疑問点
 - 個人情報から匿名加工情報を作成する場合、個人情報の利用目的として匿名加工情報を作成することを入れておく必要があるのか
 - 安全管理の一環や統計情報の作成のために個人情報を加工することも、匿名加工情報を作成する場合に当たるのか
 - 他の事業者に匿名加工情報の作成を委託する場合に注意すべきことは何か
 - 複数の第三者から提供を受けた匿名加工情報を組み合わせて新たな情報を生成することはできるか
- 第三者提供に関する規制の強化
 - 規制強化の背景
 - トレーサビリティの確保
 - 提供「元」が負う義務
 - 記録の作成及び保存
 - 提供「先」が負う義務
 - 提供を受ける際の確認と、記録の作成及び保存
 - 実務上の注意点
 - オプトアウト手続きの厳格化
 - 外国にある第三者への提供の制限
 - 改正法によって何が規制されたのか
 - 実務上生じる疑問点
 - 委託、事業承継又は共同利用の場合でも規制が及ぶのか
 - 日本企業が海外支社・支店、海外子会社、海外親会社に提供する場合に規制は及ぶのか
 - 日本国内で、外資系企業やその日本支店に提供する場合に規制は及ぶのか
 - 本人の同意を得ないで外国にある事業者個人データの取扱いを委託することはできるか
- 個人情報保護委員会の新設とその権限
- その他の改正事項
 - 小規模取扱事業者への適用拡大
 - 本人に対する開示等請求権の付与
 - 個人情報データベース等提供罪の新設

17:00

※当日は最新情報を盛り込む関係上、講義内容を若干変更する可能性があります。
※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。